

平成28年度および平成29年度
公立大学法人滋賀県立大学学舎警備業務委託契約書（案）

委託者 公立大学法人滋賀県立大学 理事長 大田 啓一（以下「甲」という。）と、
受託者 （以下「乙」という。）は、
甲の所有する滋賀県立大学学舎の警備業務に関し、次の条項により委託契約を締結し、双方誠実に履行するものとする。

（総 則）

第1条 乙は、別紙滋賀県立大学学舎警備業務委託仕様書に基づき、誠実に業務を実施するものとする。

（委託期間）

第2条 甲が乙に対して警備業務を委託する期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲の乙に対する業務委託料は、
税および地方消費税の額 円（うち取引にかかる消費税
度金 円、平成29年度金 円とし、各年度の
月額支払金額は別紙のとおりとする。

2 前項の消費税および地方消費税の額は、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

3 甲は、毎月業務終了後、乙から適法な支払請求書を受領し、業務終了の翌月末に、請求代金を支払うものとする。

（権利義務の譲渡）

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、または請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（業務内容の変更）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、または委託業務を一時中止することができる。この場合における業務委託料および業務期間については、甲乙協議の上定める。

（価格の変動に基づく委託金額の変更）

第7条 契約期間内に物価の大幅な変動、その他予期することのできない事由の発生により、甲乙双方が委託金額を著しく不相当であると認める場合には、委託金額の変更を求めることができる。

（業務責任者）

第8条 乙は、業務の適正な遂行管理のため、乙との直接雇用関係にある者から業務責任者を定めなければならない。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務現場に出向き、乙を代理して次の権限を行使するものとする。

(1) 業務担当者の指揮監督および管理

(2) 業務の履行に関する甲との連絡および調整

(3) 甲からの業務に関する指示事項の受任および仕様書に定めのない特別事項の承諾

(業務担当者等)

第9条 乙は、業務担当者として、公共施設の警備としての認識に立ち、支障のないよう適格な警備員を配置しなければならない。また、警備員に事故あるときは、遅滞なくその交代要員を配置するものとする。なお、業務遂行上不相当と認められる警備員については、甲の申し入れにより、交代させることができるものとする。

2 乙は、業務の遂行に当たっては、この契約で定める事項のほか、関係法令を遵守し、また、各種設備の保全について万全を期さなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙およびその従業員は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、業務の遂行中に甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべきものについては、甲の負担とする。

(暴力団等の排除)

第12条 甲および乙は、相手方が合理的な根拠に基づき次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、催告を要せず本契約を解除することができる。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体もしくはその関係者又はその他反社会的勢力(以下、「暴力団等反社会的勢力」という。)であるとき。

(2) 自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等反社会的勢力を利用するなどしているとき。

(3) 暴力団等反社会的勢力の維持、運用に協力し、又関与する等、何らかの関係を有しているとき。

(4) 暴力団等反社会的勢力から不当な介入を受けながら相手方への報告を怠ったとき。

(5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に違反したとき。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が契約期間中に業務を履行する見込みがないとき

(2) 乙がこの契約の履行について不正行為をしたとき、または契約に違反したとき

(3) 正当な理由なくして、乙が甲の指示に従わないとき

2 前条および前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲は、これに対する補償等の一切の責任を負わないものとする。

(契約外の事項)

第14条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については公立大学法人滋賀県立大学会計規則および公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程その他法令に定めるところによる。

2 その他この契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保持する。

平成28年3月 日

甲 滋賀県彦根市八坂町2500番地
公立大学法人滋賀県立大学
理事長 大田 啓一

乙

別紙 各月支払額一覧表

契約金額 円

各月支払額

平成28年4月分	円	平成29年4月分	円
5月分	円	5月分	円
6月分	円	6月分	円
7月分	円	7月分	円
8月分	円	8月分	円
9月分	円	9月分	円
10月分	円	10月分	円
11月分	円	11月分	円
12月分	円	12月分	円
平成29年1月分	円	平成30年1月分	円
2月分	円	2月分	円
3月分	円	3月分	円
平成28年度小計	円	平成29年度小計	円